地方公務員の給与削減要請とそれに係る地方交付税減額措置に対する決議

1 地方公務員給与問題について、全国市長会や全国町村会が国と地方の協議の場で発言をし、千葉県市長会及び千葉県町村会はじめ多くの都道府県連合組織等においても、反対の決議等を行ったところである。

しかし、国は、平成25年度地方財政対策を決定するとともに、平成 25年度予算案を国会に提出した。

このことは、安倍総理大臣の掲げる経済政策アベノミクスに矛盾するものであり、地方公務員の給与は公平・中立な知見を踏まえ、住民や議会の意思に基づき各地方公共団体が自主的に決定すべきものに反すると言わざるを得ない。

2 今回公表されたラスパイレス指数は、国家公務員の時限的な(平成2 4・25年度)給与改定特例法による措置との比較による瞬間的な数値 であるとともに、ラスパイレス指数算定においても、国家公務員と地方 公務員との間で、対象職種や地域手当など整合性が取られていない 部分があるなど、ラスパイレス指数の限界も指摘されている。

このことから、ラスパイレス指数のあり方を含め、国及び地方公務 員の給与のあり方について、国民に対し、しっかりとした説明ができる よう、政策的な理由及び期限等を明確にしつつ、中長期的な視点に 立ち、国・地方を通じて、慎重かつ丁寧な議論を重ねるべきである。

3 県内市町村は、住民サービスの維持・向上を最優先に、給与・定員管理の適正化、事務・事業の見直し等継続的に行財政改革の努力を続ける中、東北3県の被災自治体に職員を派遣するなど、積極的かつ継続的に人的支援に取り組んでいるところである。

しかしながら、国は、東北3県の復興財源捻出のためとして、国家 公務員の給与減額支給措置を行い、その措置と抱き合わせで、地方 の固有財源である地方交付税の削減を行った。

そもそも、地方交付税は地方の固有財源であり、決して国の政策 誘導の手段に用いるべきではなく、今回の一方的な削減措置は、到 底容認できない。今後、このようなことが二度と行われないよう強く求 める。

また、地方交付税の算定においては、地方公共団体の財政需要を 的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、 地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を堅持・強化するべ きである。

以上、決議する。

平成25年4月5日

千葉県市長会千葉県町村会